

産業医について

労働安全衛生法

労働安全衛生法施行令

労働安全衛生規則

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医を選任すべき事業場)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

〈中略〉

(産業医の選任)

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第三条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 二 作業環境の維持管理に関すること。
 三 作業の管理に関すること。
 四 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 五 健康教育(健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること)。
 六 衛生教育に関すること。
 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(産業医の定期巡回及び権限の付与)

第六条 事業者は、少なくとも毎月一回作業場等を巡回し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二条 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する労働者の健康管理等(以下「労働者の健康管理等」という。)を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者

一 労働衛生コンサルタント試験に合格した

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医を選任すべき事業場)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

(産業医の選任)

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第三条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 二 作業環境の維持管理に関すること。
 三 作業の管理に関すること。
 四 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 五 健康教育(健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること)。
 六 衛生教育に関すること。
 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(産業医等)

第十三条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項(以下「労働者の健康管理等」という。)を行わせなければならない。

2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。

3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医を選任すべき事業場)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める規模の事業場は、常時五十人以上の労働者を使用する事業場とする。

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

(産業医の選任)

第三条 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。
 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
 二 常時千人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。

(産業医及び産業歯科医の職務等)

第三条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。
 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 二 作業環境の維持管理に関すること。
 三 作業の管理に関すること。
 四 前二号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 五 健康教育(健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること)。
 六 衛生教育に関すること。
 七 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

職長等の教育について

労 働 安 全 衛 生 法	労 働 安 全 衛 生 法 施 行 令	労 働 安 全 衛 生 規 則
第六十条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなつた職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行なわなければならぬ。	（職長等の教育を行なうべき業種）法第六十条の政令で定める業種は、次のとおりとする。 一 建設業 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 食料品・たばこ製造業（化学調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。） ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。） ハ 衣服その他の繊維製品製造業 二 紙加工品製造業（セロフアン製造業を除く。）	（職長等の教育） 第四十条 法第六十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 作業設備及び作業場所の保守管理に関する事項 二 異常時等における措置に関する事項。 三 その他現場監督者として行なうべき労働災害防止活動に関する事項。 四 法第六十条の安全又は衛生のための教育は、次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる時間以上行なわなければならないものとする。
三 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの	本新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業 三電気業 四ガス業 五自動車整備業 六機械修理業	事項 時間 一 作業手順の定め方 二時間 一 指導及び教育の方法 二時間 二 作業中の改善の方法 三時間 三 労働者の適正な配置の方法 三時間 法第六十条第一号に掲げる事項 三時間
3 事業者は、前項の表の上欄に掲げる事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができる。	前項第二号に掲げる事項 一 異常時における措置 二 災害発生時における措置 一 労働災害防止についての関心の保持 二 労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	前項第三号に掲げる事項 二時間 二時間 二時間 二時間 二時間